

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Some issues on international business rules in the U.S.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 嘉孝, NAKAMURA, Yoshitaka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1874">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1874</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## アメリカにおける国際商取引統一規則の諸問題

中村 嘉孝

### I. はじめに

1990年代以降の ITC の発展と普及に比例して国際的な活動を行う政府、非政府組織、多国籍企業、規制当局、企業、業界団体、国際組織等によるグローバル規模での国際商取引が拡大している。この激しい急展開の現状から、体系的な法規則の完成を待つ余裕はなく、個々の状況・必要に応じて作成された各種の自主規則が多数出現し、商取引のグローバル化が急拡大するのに伴い、それを秩序付ける司法的水平性も拡大し、さらに継続している状況にある<sup>1</sup>、という。これは国際商取引が急拡大する現実から、国内の裁判所等が国際的な法規則・原則を適用せざるを得ない状況に直面しつつあるという、一定の量的かつ質的対応が必要とされる現実がある<sup>2</sup>。こうした拡大する現実の国際商取引について、理論的な支柱となる法的枠組みは、単なる水平的（horizontal）拡大だけではなく、垂直的（vertical）な統合の進展も促し、司法の国際化（judicial transnationalism）と呼ばれる現象が生じている<sup>3</sup>。こうした状況に呼応するように統一規則、商取引原則および関連する学術文献が膨大になっている。

国際商取引における法規則の状況は、水平的かつ垂直的統合の混合形態を中心に発展しており、今後もその方向で進んでいくであろう。その具体的な法規則としては、国連国際物品売買法条約（ウィーン売買条約、CISG）や UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts（ユニドロワ国際商取引原則；PICC）がある。それぞれデータベースも充実しており、条文解説、関連する裁判・仲裁事例、学術論文等に関するデータベースについても、質量ともに集積され充実しつつある<sup>4</sup>。

これら国際商取引の状況変化という現実を踏まえ、本論の題目について以下、

- 
- 1 Thomas Bingham, *Widening Horizons: The Influence of Comparative Law and International Law on Domestic Law* (Cambridge University Press, 2010).
  - 2 Yuval Shany, National Courts as International Actors: Jurisdictional Implications [2009] *Federalism* 2, <http://www.effective-intl-adjudication.org/admin/Reports/2af9ed4d4a026e581437876dd1b73b87Yoval.pdf>.
  - 3 司法の国際化を、異なる国家間にまたがる水平的拡大（horizontal）、一国内での国内と国際事案との統合拡大（vertical）、これら両方に関わる拡大（mixed vertical-horizontal）、の3分類がある、という（Anne-Marie Slaughter, A Typology of Transjudicial Communications, 29 *Univ. of Richmond L. Rev.* 99 (1994)）。

述べていきたい。

国際商取引契約の規則統一について、GDP 世界一で国際商取引の主たる当事者であるアメリカにおいては、その普及が十分になされていないのが現状で、1994年 PICC が公表されて以来、20年程経過するが、アメリカの裁判所で PICC に言及した事例は僅か2つであり、しかも PICC 条文の実質的な参照をしたものではなく、PICC について形式的に言及した程度である<sup>5</sup>。また PICC の実質的起草者である Bonell 教授と Lando 教授との対話講演記録を丹念に読んでみても、その内容は商取引契約・規則統一の動向について専ら欧州を中心として論じており、アメリカへの言及がみられない。2014年8月1日現在 UNIDROIT (私法統一国際協会)<sup>6</sup> への参加国・地域は63に上り、先進国は、CISG 未加入の英国を含め、アメリカも1964年3月13日に加入している<sup>7</sup>。この UNIDROIT 作成の国際商取引原則が PICC である。欧州では、各種法規則の統一について。条文の内容や制度の統一という実質的な課題だけでなく、表記する言語の並列や単一言語化、またそれらの解釈等の手続面での課題も多いにもかかわらず<sup>8</sup>、PICC の採択が活発である<sup>9</sup>。一方のアメリカは、欧州の様な国家間手続きや言語に関する調整の必要性は低く、そうしたハードルが低いにもかかわらず現状ではアメリカでの普及は低い。

筆者は国際商取引の主要な当事者、(その所属する国家の) アメリカにおいて、近年の商取引のグローバル化の急拡大に伴い、統一した国際商取引規則の参照傾向がほとんど見られないことはなぜなのか、という関心が根本にある。

本論文ではグローバル商取引が急拡大する現実において、それに対応しつつある国際的な統一商取引規則である PICC がアメリカの当事者に普及どころか、ほとんど認知されていない現実について、その要因はどのようなものがあるのか、について検討し、その重要性と普及の方策について考察したい。具体的には、アメリカで PICC や CISG のような国際商取引統一規則が普及しない要因について各種文献を比較検討し、今後 PICC は拡大・普及するのか、普及や認

4 CISG database, [www.uncitral.org/uncitral/en/case\\_law.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html); UNIDROIT database, [www.unilex.info/](http://www.unilex.info/).

5 Henry Deeb Gabriel, The UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts: an American Perspective on the Principles and Their Use, 17 *Uniform L. Rev.* 507, 511 (2012).

6 International Institute for the Unification of Private Law. 1926年ローマに設立。詳細や経緯は同ウェブサイト参照。

7 UNIDROIT ウェブサイト(URL: <http://www.unidroit.org/>) による。ちなみにわが国は1954年1月1日に加入。

8 Antonio Gambará, Legislative Multilingualism and Comparative Law: a European Perspective, 17 *Uniform L. Rev.* 407 (2012).

9 UNILEX データベースからも明らかで、PICC 参照の事例や論文のほとんどが、欧州企業関連で、学術論文も欧州(英語とフランス語)が多い。

知拡大のための方策についての考察を試みるものである。その方法として、まず PICC の本質について検討し、比較衡量により国際商取引における統一規則全体から見た位置づけや可能性について検討する。次に、アメリカにおける国際商取引の統一規則の現状を認識する。次にアメリカにおける PICC の可能性を探り、その普及プロセスについて考察し、認知度向上のための手法について提案する。本論の結論は簡潔には次の通りである。

グローバル商取引の分野においては、それらを規律する枠組みである法規則について、従来の一国内の枠組（ハードロー）では、質量ともに不十分な状況で、今後こうした傾向は継続し拡大すると予想される。そうした中でアメリカにおける国際商取引規則の普及が十分でない原因として、単純にその利点についての認識が不十分であることにある、と考える。ソフトローの利点である中立性、契約条項として採択する方法、また国際商事仲裁における PICC の優位性などを取引当事者や、業界や法曹関係者に十分に認識してもらうことが重要である。企業の多国籍化や複数の国にまたがる取引では、主権国家の強制力（ハードロー）の影響が相対的に減少し、将来の国際商取引を規律する主体は、ハードローである CISG を補完するソフトローである PICC であり、今後の国際商取引紛争の対処サービス主体として最適な国際仲裁における PICC 参照の増大により、さらに国際貿易の量的拡大による周知が漸進的に拡大するであろう。元来、商慣習法は同業者間の取引慣習から発展しており、国境を越えて機能する存在である。商取引規則の本質として、規律するルールは商慣習から構成されるソフトローが主体であることは変わらない、という認識に基づきアメリカでの普及の方策を比較考察することが重要である。

## II. 商取引規則の国際的統一の傾向

### 1. 商学的観点からの国際商取引規則

商人間の規則として歴史的には、いわゆる “*lex mercatoria*”<sup>10</sup> または “*merchant law*”<sup>11</sup>（以下「商慣習法」とする）が特定業界の団体では利用されてきた。これら商慣習法は、状況に応じた柔軟性をもった規範として商学的に

10 詳細は次の文献参照。Ole Lando, *The Lex Mercatoria in International Commercial Arbitration*, 34 *Int'l & Comparative Law Quarterly* 747 (1985); Helen Hartnell, *Living La Vida Lex Mercatoria*, 12 *Uniform. L. Rev.* 733 (2007); Nikitas Hatzimihail, *The Many Lives- and Faces- of Lex Mercatoria: History of Genealogy in International Business Law*, 71 *Law & Contemporary Problems* 169 (2008).

11 詳細は次の文献参照。Albert Thomas Carter, *The Early History of the Law Merchant in England*, 17 *Law Quarterly Review* 232 (1901); Thomas Scrutton, *General Survey of the History of the Law Merchant in Various Authors*, *Selected Essays in Anglo-American Legal History*, vol.3 (Little Brown & Co., 1909).

は重要な役割を果たしているが、一方法学的には批判も多く、いわゆる「ハードロー (hard law)」といわれる強制力を持つ国家法との比較から、商慣習法のような「ソフトロー (soft law)」は不明瞭で恣意的、といった懐疑的な見方も従来から多く、特に法学者に多い<sup>12</sup>。国際商取引分野の代表的なものとして前者は CISG、後者は PICC が該当するであろう<sup>13</sup>。

一般に、CISG は条約で強制力があり、PICC はリステイトメントだから強制力がないというように、国家法による強制力の有無が議論の根拠とされることがあるが、商学的観点からはこうした区別にはあまり意味がない。確かに国家法は主権国家の範囲内では判決執行までの手続きが、一国内において自己完結可能な制度であるが、グローバル商取引では、そうした一国内で紛争を自己完結（解決）できる、という前提自体が成り立たない。主権国家内の訴訟制度により、国内法を水平拡大（類推適用）し判断し執行する段階において、外国での判決執行は容易ではなく、司法判決の執行に関する国際条約もない。要するにグローバル商取引では、一国内での主権による強制力というハードローだけでは執行の最終段階まで担保されず、ソフトローとの概念的区別も、分類上は便利であるが、商実務上は重要ではない。逆にいうと、執行が担保される制度であれば、ハードローでもソフトローでも、またその組み合わせでも、何でもよい。国際商事仲裁が現実当事者から選好され利用されている根本は、いわゆるニューヨーク条約<sup>14</sup>により、その仲裁裁定の執行がグローバルに担保されているからに他ならない。

それでは次にソフトローである PICC の利用実態についてみていきたい。

## 2. PICC の利用分析

PICC は初版が1994年、その後2004年、2010年と版を重ねるにつれて条文内容の実質的な改訂は行われることなく、新項目の追加および若干の字句修正という形での対象範囲の拡大により発展してきている<sup>15</sup>。PICC の採択やその参照については従来は曖昧な表記であったが近年、裁量が大きい裁判所や仲裁廷が

12 例えば次の文献参照、Kenneth Abbott & Duncan Snidal, *Hard and Soft Law in International Governance*, 54 *International Organization* 421 (2000); Anna Di Robilant, *Genealogies of Soft Law*, 54 *American Journal of Comparative Law* 499 (2006); Matthias Goldmann, *We Need to Cut Off the Head of the King: Past, Present, and Future Approaches to International Soft Law*, 25 *Leiden J. of Int'l Law* 335 (2012).

13 ソフトローの定義により異なるが、拙論では、契約条件として組み込まれて利用されている特定分野の規則など（ICC の Incoterms, UCP）ではなく、契約一般原則に関する広く民商法における対比として挙げている。

14 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」“Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards” 昭和36年7月14日条約第10号。

その適用や解釈の程度問題を回避し、より当事者の意思に沿うよう、PICCの参照に関する当事者の意思を明確にするため4種類の採択・参照を想定したPICCモデル条項までも作成されている<sup>16</sup>。

ハードローであるCISGと比較すると、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)作成のCISGは1980年に完成・1988年に条約として発行しているが、その後の改訂は一度もない。またCISGの構成条文原案は、UNIDROIT作成の1971年ULS, ULIS<sup>17</sup>であることから、CISGが前提とする国際商取引の状況は1960年代であり、約50年も前の状況である。民商法の骨子は頻繁に変わるものではないが、変化に対応できる柔軟性も合わせて必要とされ、PICCがそれに相当するであろう。

それではPICCがどの地域で、どの条文が良く参照されているかのデータについて以下、見ていきたい。

### 3. PICCの地域別利用分析

UNILEXのデータベースに基づく裁判・仲裁廷における報告事例に関する論文に基づき以下、論じる<sup>18</sup>。

申立件数は、1994年から2011年までの間に277件で、年間10-22件程度の微増状態で推移し、申立人の地域別(254件)には、欧州西側地域が全体の47.9%を占め、欧州東部地域(ロシア含む)17.4%、アジア地域(オーストラリア・ニュージーランド含む)13.1%、北米地域(アメリカ・カナダ中心)8.5%、中

15 PICC1994年版では、全7章であったが、2004年版では、Set-off (Ch.8), Assignment of Rights, Transfer of Obligations, Assignment of Contracts (Ch.9), Limitation Periods (Ch.10), Authority of Agents (Ch.2 Sec.2) が追加され全10章となり、2010年版では、追加項目として *illegality, conditions, restitution in failed contracts, plurality of obligors and obligees*, 文言修正として *general provisions, the grounds for avoidance, termination* がある。

16 PICCの当事者採択・参照について従来では、契約書に採択するよう促す内容程度のもので不十分であったため、仲裁廷や裁判所の当事者の採択について裁量が大きいことから、準拋法として、契約条件として、CISGの解釈実行手段として、準拋法となる国内法の解釈・補足手段として、の4種に分類され、当事者が選択できるようになっている(UNIDROITウェブサイト)。経緯や詳細は、Michael Joachim Bonell, *Model Clauses for the Use of the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts*, 18 *Uniform L. Rev.* 473-489 (2013) 参照。

17 ULIS, ULSの経緯詳細については、拙論「CISGにおける商慣習の解釈」外国学研究75、13、14-16頁(神戸市外国語大学、2010年3月); 沢木敬郎「ヘーグ売買統一法における国際私法の排除および1955年ヘーグ売買国際私法条約」比較法研究第30巻111頁(1969年、比較法学会)参照。

18 UNILEXデータベース冒頭において、PICCを参照・引用される多くは非公開の仲裁廷であるため、当データベースで集積されない事例も多い、との注意書きがある。また本論のデータは、次の論文による。Aldo Mascareno & Ekuba Mereminskaya, *The making of world society through private commercial law: the case of the UNIDROIT Principles*, 18 *Uniform L. Rev.* 447-472 (2013).

南米地域8.1%、中東地域3.1%、アフリカ地域1.9%となっている。欧州の西部と東部を合わせると全体の65.3%を占め、欧州での認知度の高さがうかがわれ、一方の大国アメリカでの認知度は、世界の貿易量に占める割合からも低い、といえる。

また申立人と被申立人の地域別統計の分析によると<sup>19</sup>、純粋な国内事例で38.1%、地域内 (intra-regional) が22.2%、地域間 (inter-regional) が39.7%である。これは純粋な国内取引や各地域内の取引を合わせると60%が同一国内や同一地域内取引において PICC が高い割合で参照されている現状がみられ、いわゆる地域をまたぐ国際商取引は40%程度である。

これを若干詳細に見てみると (255事例)、欧州西側地域では、同一国内33.3%、地域内29.3%、地域外37.4%となっている。欧州東部地域も、同一国内41.9%、地域内27.9%、地域外30.2%と類似の傾向がみられる。一方、北米地域では、同一国内13.6%、地域内4.5%、地域外81.8%となっており、以上のデータから、欧州では同一国内や欧州地域内での PICC 参照事例が多く、一方の北米地域では同一国内で PICC 参照事例はほとんどなく、地域外貿易の際に参照する事例が圧倒的に多い。ちなみにアジア地域とラテンアメリカ地域では類似の傾向がみられ、同一国内で66.7%、地域内が9-14%など、アジア地域やラテンアメリカ地域では同一国内での取引で PICC 参照事例が高い。これは PICC の目的の一つにあるように、開発途上国で法整備が不十分な国に民商法の規範を提供するという趣旨にも合致し、利用が多いものと思われる。

また地域外取引を詳細に見てみると (253事例)、欧州西部地域は、対欧州東部地域が16.4%、対アジア地域8.1%、対北米地域4.1%となっている。欧州東部地域は、対欧州西部地域57.1%、対北米地域及び対アジア地域は各14.3%となっている。これらデータから、欧州内では西部東部の分類があるものの、統合すればほぼ欧州内での取引で PICC 参照の割合が高い、といえる。

これら地域別の現状データから、北米、ラテンアメリカ、アフリカでの参照例が低い理由として、社会学的な説明による意見もある<sup>20</sup>。特に北米地域では、単に PICC の存在を知らないこと、また CISG は条約として批准され強制力をもつが、PICC は契約法リステイトメントの様なもの、単に外国法との理解から無関心、という<sup>21</sup>。またラテンアメリカでは当事者の準拠法選択が自由に認められず、契約締結地での履行が原則で、国際商取引の実情が考慮されておら

19 *Id.* at 453-457.

20 *Id.* at 457-458.

21 Peter Fitzgerald, The International Contracting Practices Survey Project, 27 *Journal of Law and Commerce* 1, 34 (2008).

ず不便であるため、当該地域での統合が試みられている、という<sup>22</sup>。

また PICC 条文文言の意味論上の問題も指摘されている<sup>23</sup>。具体的には PICC でも重要な概念である「信義誠実 “good faith”」と「公平な取引 “fair dealings”」という文言について、これは常に全世界の状況に当てはまらない、という。これらの概念自体が多様多様に解釈されうるが、商取引を取り巻く状況が、具体的には先進国のように、歴史的に積み重ねられた制度が組織化され安定して運営されていることが前提にある、という。まだまだ契約、信用、時間などに対する真摯な概念が歴史的にも十分に育まれていない、安定的に蓄積されていない地域では、例えば継続した中長期的な展望のない一回限りの商取引がまだ主流の地域では、全面的な採択は難しい。「買主、注意せよ (Caveat emptor)」がまだ格言として機能している地域がまだまだ多くある。またイスラム圏では宗教的教義との調整の問題もある<sup>24</sup>。

また PICC の普及利用率が低い地域において、商取引規則の統一の具体的な動向も見られている点も興味深い。例えばアフリカでは、OHADA<sup>25</sup> は、PICC を基礎とした統一法草案の作成を UNIDROIT へ依頼している<sup>26</sup>。中東地域では欧米との国際商取引の増加という現実において、紛争発生時の法的制度を準拠法とすることには宗教上の抵抗があるため、西側諸国ではなく特定国に属さない商取引規則である PICC は中立的手段で好ましく受け入れられやすい、との考えもある<sup>27</sup>。アメリカにおいても、現在 ALI (アメリカ法律家協会)<sup>28</sup> と UNIDROIT は国際商取引紛争 (transnational commercial disputes) における手

22 Carlos Vazquez, Regionalism versus Globalism: A View from the Americas, 8 *Uniform L. Rev.* 63 (2003).

23 Mascareno & Mereminskaya, *supra* note 18, at 457.

24 イスラム法は単なる法ではなく、神の言葉であるため、法的な合理性のみでは解決できないという。Kilian Balz, Islamic Law as the Governing Law under the Rome Convention: Universalist Lex Mercatoria versus the Regional Unification of Law, in Eugene Cotran & Martin Lau eds., *Yearbook of Islamic and Middle Eastern Law: 2001-2001*, at 73, 84 (Brill Academic Pub. 2003).

25 The Organisation pour l'Harmonisation en Afrique de Droit des Affaires.

26 Marcel Fontaine, The Draft OHADA Uniform Act on Contracts and the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts, 9 *Uniform L. Rev.* 573(2004); Samuel Kofi, The UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts and the Harmonisation of the Principles of Commercial Contracts in West and Central Africa, 9 *Uniform L. Rev.* 269 (2004); Clair Dickerson, 'OHADA's Proposed Uniform Act on Contract Law, 13 *European Journal of Law Reform* 462(2011).

27 Bijan Izadi, Harmonisation of Commercial Contract Law in ECO Region: A Role for the UNIDROIT Principles, 6 *Uniform L. Rev.* 301(2001); Bashar Malkawi, Prescription in Arab Civil Codes and the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts of 2004: A Comparative Analysis, 20 *Bond L. Rev.* 82 (2008).

28 American Law Institute.



続法に関する統一原則について、共同して作成している段階にある<sup>29</sup>。

#### 4. PICC の社会制度および産業部門別の傾向

社会制度別 (by social system) にどの程度 PICC を参照しているかのデータ (275事例の分析) では<sup>30</sup>、経済 (商品、不動産、エネルギー等) 67.3%、金融 (株主・年金基金、銀行等) 9.5%、科学技術 (知的財産権の移転やソフトウェアのライセンス等) 7.3%、司法 (仲裁地、契約の解釈等)、健康 (衛生、歯科等) 4.7%、マスメディア・芸術 (放送、広告、音楽等) 2.5%、観光 (ホテル、クルーズ船) 2.5%、軍事 (軍用機器等) 1.5%、スポーツ1.5%となっている。社会制度は、当該国・地域の経済発展段階と大きく関係しており、経済が発展するにつれて国際商取引が量的に増加し質的にも多様化・高度化する傾向にある。現状では物品売買が多くを占めているが、グローバルに経済が高度化・富裕化するにつれてサービス、科学技術の提供・提携、観光などの割合が高まると予想される。

また産業別では、原材料に関する第1次産業では、年間2.2件程度、第2次産業は同7.5件、第3次産業は同5.5件となっており、製造業の割合が高く、原材料の部門は低い<sup>31</sup>。これは、商品の紛争の場合、国家法や国際法 (CISG 等) を補完・解釈する道具として PICC の利便性が認知され拡大する傾向にある、ともいえるだろう。一方第1次産業は、国家の政治戦略的影響を受けやすく、論理より現実の経済的利益や政治外交が優先される分野であるため、PICC の様なソフトローはあまり有用でない、といえるだろう。またサービス分野では、まだ国際的な統一規則があまりない現状から<sup>32</sup>、PICC 利用の可能性は十分にある。ただ特定性・専門性が高い分野においては、契約一般原則である PICC は、その活用において一定の限界がある。

これらから製造業が発達している欧州において PICC の利用が多く、一方あまり盛んでないアフリカ、中東、南米などの各地域では PICC の理由が少ない要因がある程度導かれるであろう。これはまた、今後製造業が発展する余地が大きいこれらの地域において、PICC 利用の可能性が拡大し、また欧州では知的財産権など、専門的取引条件を支える契約一般原則としての PICC 利用の可

29 Michele Taruffo, 'Harmonisation in a Global Context: The ALI/UNIDROIT Principles', in Xandra Kramer & Remco van Rhee eds., *Civil Litigation in a Globalising World* 207 (Springer, 2012).

30 Mascareno & Mereminskaya, *supra* note 18, at 459-460.

31 *Id.* at 460-461.

32 UNIDROIT Conventions on factoring and leasing 等、必要に応じ特定取引に関する規則が徐々に整備されつつある。

能性が十分にある。

#### 5. 訴訟・仲裁での PICC の参照傾向

1994年から2012年の間の274件について、当事者や裁判・仲裁廷がPICC を合法的な法 (*legitimate law*) として受け入れている事例は、一部容認や全く認めない事例の年間各2件以下と比較すると、8件から16件へと一貫して増加している。国内事例を PICC の参照で解決する件数は、訴訟114件、仲裁168件あり、PICC の前文 (Preamble) の「国内法を補足する手段として…」の通りに機能している<sup>33</sup>。

PICC の受け入れ程度について、訴訟では PICC の全面的受入れ78.1%、一部受入れ14.9%、受け入れない7.0%、仲裁では全面的受入れ85.7%、一部受入れ4.2%、受け入れない10.1%となっており、さらに詳細に見ると、国内法の補足として51.1%、国際法の補足として16.7%、契約の準拠法として16.7%、契約の解釈として9.9%、コメントでの言及が5.7%となっている<sup>34</sup>。これらから、訴訟および仲裁廷における PICC の認知度は一定レベルにはある、といえるであろう。

#### 6. PICC 参照の条文傾向<sup>35</sup>

PICC の各章 (全10章) の参照傾向を多いものからみると、第7章の契約不履行 (*Non-Performance*) であり、特に不完全な履行や履行遅延を含む、契約上の義務に関する不履行が32%と最も多い。これは契約上の相手方の履行への不満に起因しているため、ある意味当然の項目である。特に契約の解除権 (Art.7.3.1) 13%、損害の全額補償 (Art.7.4.2) 8%、支払遅延金利 (Art.7.4.9) 16.7%となっている。

次に多いものは、第4章の解釈 (*interpretation*) 19.2%であり、うち特に当事者の意思 (Art.4.1) 30.9%、取引に係る状況の解釈 (Art.4.3) 22.7%、書面の解釈 (Art.4.2) 14.4%、がある。ここでは当事者自治の原則<sup>36</sup> と契約自由の原則が具体的に反映される事項で、当事者自治の尊重を基にした契約条件に関することにつき、「合理人 (*reasonable person*)」の観点から解釈する、ということになる。ここでの合理人とは、同等の言語能力、専門知識および経験が

33 *Id* at 464.

34 *Id.* at 464-465.

35 *Id.* at 466-467.

36 Michael Bonell, *Soft Law and Party Autonomy: The Case of the UNIDROIT Principles*, 51 *Loyola L. Rev.* 229 (2005).

ある前提で、具体的には当該取引の交渉過程、過去の取引慣習、両当事者の行為や共通の認識等の点から解釈される。

次に多いのは、第1章（一般原則）12.1%で、うち特に信義誠実と公平な取引（Art.1.7 Good faith and fair dealing）が74%を占めている。この規定はその他の章およびPICCの規定を横断的に適用されるものであり、PICCの特徴である。次いで第2章（契約の成立と代理行為）10.3%、またPICC全般（個別の条文ではない）8.5%と続く<sup>37</sup>。PICC全般では、国内法もしくは国際法に基づく判断を支持するPICCの内容を提示したりしている。この国際法では、PICCと密接な関係があるCISGが73件36.3%と多くを占め、次いでICC Rules of Arbitrationでは39件19.4%、PECL<sup>38</sup>が33件16.4%となっている。

## 7. 信義誠実と公平取引の原則

PICCでは、予想外の事態が発生した場合に必ず参照される項目という公式が出来上がりつつある<sup>39</sup>、という。現実の多様に細分化されたグローバル社会全体でみると、変動が激しい断片的な相反する偶発的事象の多くが契約当事者を多様な関心へ駆り立て、それらリスクを包括するものとしてこの二つの概念が利用されているようである。特に関連する法理として、force majeure, hardship, relevant mistakes, intension of the parties, revocation, partial performance, interference by the other party, partial assignment of a monetary sumがある。これらはPICCの信義誠実と公平取引の二つの原則に基づいている<sup>40</sup>。

これら基準を現実的な判断指標とするためには、契約上不満の基準とその手順について明確にする必要がある。Art. 7.4.9（支払なき場合の金利）は3番目に、Art.7.3.1（契約終了の権利）は5番目に多く参照されている条項であり、後者の条項では原始的な不履行（fundamental non-performance）とは、相手当事者の期待を奪うこと、重大な履行条件の不履行（例えば引渡し遅延）また意図的な不履行などがある。また前者の条項では相手当事者の期待を裏切らないよう、不履行の際の罰則に近い金利を課したり、損害拡大に対して補償を課したりして対応している。

グローバル商取引の範囲が拡大し取引内容も複雑化するにつれ、既存のいわゆるハードローでは規定しえない事態が急拡大している現状がある。そうした

37 Mascareno & Mereminskaya,, *supra* note 18, at 468.

38 Principles of European Contract Law.

39 Mascareno & Mereminskaya,, *supra* note 18, at 468.

40 International Institute for the Unification of Private Law, *UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts* 19 (3rd ed. 2010).

現実ではハードもソフトもなく、問題の合理的解決とその基準の定型化の確立である。具体的にはハードローとソフトローの一体的運用の強化による現実的紛争処理に解決手段を提供することにある。

以上から実証的分析からも PICC の骨子は、信義誠実と公平取引の原則であることが導かれるだろう。しかしこの概念はコモンローにはない。そのため特にアメリカで PICC の普及・認識が低い原因の一つにあるのではないかと考える。次章ではアメリカの現状についてみていきたい。

### 第3章 アメリカにおける PICC

#### 1. PICC 普及の現状

PICC が1994年に公表されて以降の2012年までの18年間で、PICC に言及したアメリカの事例は2件であり<sup>41</sup>、さらにそのどちらの事例においても PICC の実体的な規定に言及していない。

第一の事例である *The Ministry of Defense and Support for the Armed Forces of the Islamic Republic of Iran v. Cubic Defense Systems, Inc.*<sup>42</sup> では、裁判所は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」に基づき仲裁裁定の確認と執行を求められた事例である。ここでは ICC 仲裁廷が、国際商取引法 (*international commercial law*) の法源としての PICC 参照は、仲裁廷の権限を逸脱している、という手続き上の主張がなされた程度で、PICC 条項の適否が検討されたり、アメリカ法における PICC の位置づけについて検討されたりしたわけではない。

第二の事例である *Krstic v. Princess Cruise Lines*<sup>43</sup> においても、裁判所はニューヨーク条約に基づき仲裁裁定を履行するよう求められた事例である。当該事例では、一方当事者には契約の条件を巡る実質的な交渉力がなかったため、アメリカ国内法上および PICC の公平原則 (*the doctrine of fairness*) に照らしても不法である (*unconscionable*) として、仲裁裁定の執行に異議申し立てがなされた。当該問題について裁判所は、交渉力欠如は仲裁合意の抗弁にはならないとする判例<sup>44</sup> を引用し、裁判所は先例に拘束されることを指摘し、国内法や PICC が現行法を覆すことはない、とした。この事例で裁判所は、PICC の公平

41 Henry Deeb Gabriel, *supra* note 5, at 507.

42 United States District Court for the Southern District of California, 29 *Federal Supplement* 1168 (1998); UNILEX データベース, <http://www.unilex.info/case.cfm?id=652>.

43 706 *Federal Supplement* 1271 (United States District Court for the Southern District of Florida, 2010); UNILEX データベース <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1526>.

44 *Bautista v. Star Cruises*, 396 *Federal Reporter* 3d, at 1289 (United States Court of Appeals for the 11<sup>th</sup> Circuit, 2005).

原則とアメリカ国内法によるそれとの相違を検討したり、仲裁合意その他の契約条項を無効とする十分条件を検討したりすることはなかった。

以上の2件について、PICCの規定内容を検討したり、またPICCとアメリカ法との関係などについて議論した内容ではないため、アメリカ司法がPICCをどのように評価し取り扱っているのかについては、明確ではない。その他一件、これは裁判ではなく行政判断であるが、アメリカの投資家がアルゼンチンへの投資案件<sup>45</sup>で、契約の成立をめぐり、海外民間投資会社（the Overseas Private Investment Corp）<sup>46</sup>はPICC Article 2.1.1.を引用し、契約は申込みと承諾行為でも成立する、との判断を示した。

またPICCに言及した仲裁事例は、そもそも仲裁は非公開でそのほとんどがUNILEXに報告されないため、アメリカでPICCに言及した仲裁事例は報告されていない<sup>47</sup>。以上のような現状から、アメリカにおけるPICC普及の可能性について以下検討したい。

## 2. PICC利用の利点

国際商取引紛争においてPICCが有利になる利用方法としては、二つある。一つは、準拠法選定の法手続き回避、もう一つは補完機能である。

前者について、国際商取引紛争において複雑な問題の一つとして、準拠法の選定がある。これは管轄国の国際私法により判断されることとなるが、こうした手続き問題に費やされる膨大なコストを回避できるものとして、PICCを採択・適用する、という利用方法がある。これはPICCの前文にある通り<sup>48</sup>、当事者の意思により様々な方法で採択できる。元来、PICCは物品売買に関する国際商取引契約における指針の提供を目的として作成されており、国内取引、物品売買以外（サービス・技術等）、また対消費者での利用は想定されていない<sup>49</sup>。その理由は、当事者の専門分野に関する精通性の格差や、サービス取引等を含めるとその対象範囲は膨大になり、かつ専門性が高度化するため規律しえない、という実情のためと思われる。そのためPICCを利用する当事者は同

45 [www.unilex.info/case.cfm?id=1125](http://www.unilex.info/case.cfm?id=1125)

46 アメリカ政府の海外直接投資を促進する政府組織。

47 ちなみにUNILEXデータベースでは国・地域別に判例等検索が可能であるが、日本についてPICCを参照した判例や仲裁例は報告されていない。

48 **The Preamble:** 1. 両当事者が準拠法としてPICCの採択に合意する場合 2. 当事者の契約が、契約一般原則（general principles of law）や商慣習法（lex mercatoria）によるとの同意がある場合 3. 当事者が準拠法に関して合意がない場合 4. 国際統一法を解釈もしくは補足のための利用 5. 国内法の解釈や補足に利用 6. 国内法および国際法の立法化モデル法としての利用。

49 ただし前文6の規定のように、国内立法化のためのモデル法としての利用は除く。

程度の知識がある同一業界の継続反復的な取引を想定しているため、その取引に関する相手方の期待もほぼ同様なものとなる。

それでは以下、当事者の PICC 利用形態に分けて検討していきたい。

#### ① 当事者の明示による利用

当事者が明文の PICC 利用の意思表示による方法である。ただしこれには、特に裁判においては管轄国の法に定める準拠法選択の制限範囲内での利用となる。中南米等においても当事者の準拠法選択には一定の制約が課せられるが<sup>50</sup>、アメリカにおいても、当事者の準拠法選択は、当該国の法が裁判管轄と合理的関係がある場合にのみに限定される<sup>51</sup>。仲裁ではあまり問題にならないが、裁判では PICC を準拠法と指定した当事者の明示の意思表示があっても、PICC はハードローでないため、準拠法とはなりえず、従って裁判所がどのように扱うか、という疑問の余地は残される。法理論的に当事者合意の PICC を排除、ということには現実には難しく、おそらく PICC を契約条件の一部として扱われるであろう<sup>52</sup>。

#### ② 契約一般原則による利用

契約社会のアメリカではあまり想像され難いが、当事者が明示的に契約一般原則による、との表現により採択する方法がある。UNILEX においても訴訟での事例はなく、仲裁でいくつかある程度で<sup>53</sup>、おそらくアメリカの裁判所は、CISG のハードローを基盤に、その解釈において PICC を参照する、という構成になると思われる。

#### ③ 準拠法の解釈・補足規定としての利用

国際商取引慣習の解釈として仲裁で利用された例はあるが、裁判では報告された事例はなく、欧州においてだけでなく、コモンローのアメリカ<sup>54</sup> でも今後、こうした採択方法はないだろう。今後 UCC における国際商取引の解釈・補足規定とし利用される可能性は大いにあると思われる。

#### ④ PICC 利用が契約に明示されていない場合の利用

法的に現実性は低く、仲裁で 3 件の報告事例があるが、裁判ではゼロである<sup>55</sup>。裁判においては、管轄地の国際私法により準拠法を決定し、その準拠法

50 本論第 2 章 2 (6-7 ページ) 脚注 22 文献参照。

51 UCC § 1-301(b). UCC では、アメリカ国内取引の準拠法 (州法) に制限があるため、国際取引ではより厳しい制約があるものと思われる。

52 UNCITRAL や UNIDROIT といった国際的な政府機関に準じる組織の規則や、貿易規則などの法律ではない専門規則 (non-legal codes) が含まれる、という (UCC § 1-302 Official Comment 2)。

53 例えば、[www.unilex.info/dynasite.cfm?dssid=2377&dsmid=13621&x=1](http://www.unilex.info/dynasite.cfm?dssid=2377&dsmid=13621&x=1).

54 Louisiana 州を除く。

の規定により、例えば加入国で明示の排除規定がなければハードローである CISG を適用する、という方法が一般的と考えられる。そのため裁量の余地が広くない裁判では、当事者の言及が全くない PICC を適用する、という事例はほとんど想像できない。一方仲裁では裁量の余地が広いので、この方法による利用の可能はある。

以上の具体的な方法が想定されるが、現状ではアメリカの当事者は PICC についての認識がそもそも欠落している<sup>56</sup>。そのため普及のためには、実利的な利点を紹介し広めることが着実な方法である。利点について、第一は、中立的規則である、という点がある。モデル法としての利用も想定したうえでの起草である、という背景からも中立性があり、またある程度自己完結的な体系を備え、かつ特定国の提案という経緯でもないため、売主買主のどちらか一方の利益となるような偏向的内容ではない、という点がある。アメリカ国内取引では類似のものとして、相当するソフトローである有名な契約法リステイメントがあり、その国際版との解釈が可能である<sup>57</sup>。実際にロシア連邦国際商事仲裁裁判所所長は、ロシアの判事、仲裁人、当事者は外国法であれば外国に有利であるとの警戒心を持ち抵抗感が高まる可能性があるが、超国家的な普遍的規則であることがその経緯から明確な PICC は普及浸透しやすい、という<sup>58</sup>。またこれは契約一般原則ではないが、例えば ICC の Incoterms や UCP は貿易業界では契約条件の一部として、特定の業界では従来から一貫して超国家的に利用されている。

次にアメリカにおける商取引法と PICC との相違についての認識を次節において確認していきたい。

### 3. アメリカ商取引法と PICC の比較

#### ① 基本構造と法概念等の相違

アメリカ商取引法とは、制定法と判例の蓄積をいい、さらに商取引法はそのほとんどが連邦法ではなく州法であるため、現実には州際取引を束ねる UCC と判例が中心となり、これらはコモンローの伝統に基づく<sup>59</sup>。一方 PICC は特

55 Henry Deeb Gabriel, *supra* note 5, at 518 n.39.

56 Peter Fitzgerald, *supra* note 21, at 1-34.

57 PICC とアメリカ契約法リステイメントとの比較は、前者は国内法などの既存の法体系に縛られずに先進的な内容で合理性に貫かれた規定になりがちであるが、後者は既存の国内法の範囲内で、実例のエッセンスを文字通り「再記述する」点等が異なっているという。ただ PICC 作成に当たり、アメリカ契約法リステイメントが参考にされ、その形式が採用されている (Bonell, *An International Restatement of Contract Law* 9-25 (2d ed.1997)).

58 A.S.Komarov, *The UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts: A Russian View*, 1 *Uniform. L. Rev.* 247, 250 (1996).

定国家の伝統の上に作成されたものではないため、コモンローの伝統的概念がないものがある<sup>60</sup>。例えば代表的なものとして、“the state of frauds” と “the parole evidence rule” の二つがある<sup>61</sup>。また当事者の意思解釈については、PICC は客観主義的な傾向がみられる<sup>62</sup>。

アメリカにあり PICC にない大きなものとしては、「担保 “warranty”」がある。両者ともに契約に合致した商品の引き渡し義務の規定があるが、UCC では適商性 (merchantability) の明示・黙示の保証規定があり<sup>63</sup>、一方 PICC では類似する規定として、合理的品質での履行<sup>64</sup> や、特定目的達成の義務<sup>65</sup>、がある。UCC では売主の担保義務免除の合意は認められていない。

また大きな相違としては、PICC の骨子でもある “good faith” と “fair dealing” の概念がアメリカにはない。コモンローからすると、どのようにも解釈できる条文は無意味で恣意的に用いられる危険性があることから、UCC では基本的に否定されている<sup>66</sup>。PICC では主観的ではなく、客観的な基準が要求され、具体的には、矛盾した言動 (inconsistent behavior)、これはコモンローの衡平法的禁反言 (equitable estoppel) での解釈が、ある程度可能になるのではないかと考える。

## ② 契約の成立

ほぼ同様の規定であるが、PICC にはコモンローの約因 “consideration” の概念がない。また承諾の効力発生時期は PICC では到着主義<sup>67</sup>、アメリカでは発信主義<sup>68</sup> との相違があるが、ITC の発達した現代では将来的に CISG や PICC の規定通り到達主義に集約されるであろう。

## ③ 重大な契約不履行

PICC には「原始的不履行 “fundamental non-performance”」の場合は履行の中断が認められるが<sup>69</sup>、コモンローでは相当する概念として「重大な違反

59 Henry Deeb Gabriel, *supra* note 5, at 522.

60 普遍的な法体系が可能か否かについては、次の文献参照。F. Ferrari, *Universal and Regional Sales Law: Can They Coexist?*, 8 *Uniform L. Rev.* 177 (2003).

61 アメリカが批准している CISG にもこの二つの概念の規定はない。ただ当事者が CISG を明示的に opt out できる。

62 PICC Art.4.1, Art.4.2では、階層的に列挙されている。アメリカでも同様の規定がある。(Restatement (Second) of Contracts § 201(1).

63 UCC § 2-313 & 315.

64 PICC Art.5.6.

65 PICC Art.5.4(1).

66 例えば UCC 1-201(20)(Henry Deeb Gabriel, *supra* note 5, at 527 n.78).

67 PICC Art.2.3 (1).

68 Restatement (Second) of Contracts § 63.

69 PICC Art.7.3 (1).



“material breach”がある。これも規定内容に微妙な相違があるが、実務的には、個別や業界取引において何が「重大な不履行」に該当するかを取り決めることで、概念の乖離問題を回避できる。この不履行については契約の重要な内容であるため、後に国際的な比較として検討する。

#### ⑤ 損害賠償

コモンローと PICC では、損害賠償の権利やその算定方法、また予見可能な範囲に限定されるなど多くは共通しているが、PICC では人的損害（personal injury loss）の規定や<sup>70</sup>、予見可能性についても主観客観の両方の基準が必要とされる。

#### ⑥ 出訴期限

PICC では債務者（履行義務者）が履行義務について知っていたか、もしくは知るべきであった時より3年の出訴期限を設定している<sup>71</sup>。一方アメリカ法では、出訴期限は各州の制定法により規定されているため、PICC と競合した場合には現実的にどのような解釈や対応となるか微妙である。裁判では準拠法となる州法に従うこと予想されるが、仲裁ではどのような判断や扱いになるのか、仲裁人の裁量に大きく左右されることになるだろう。

### 4. 契約不履行に関する救済手段の国際比較

契約義務の不履行（non-performance of obligations）の文言“non-performance”は契約上の義務について履行しないこと、不完全な履行という意味で幅広い概念であり、コモンローではほぼ「契約違反“breach of contract”」に相当する<sup>72</sup>。この「違反か否か」の判断は現実には主観的な要因が多く、客観的には、契約条件の明示的、黙示的、取引交渉過程、過去の取引、業界の標準約款や商慣習等、様々な指標を複合的に、個別事例をめぐり検討し判断されるため、幅広い概念を表象する“non-performance”が適切であろう。コモンローの概念では、“all or nothing”の感覚が残影されているように感じられるが、紛争になる事例では、一方当事者の認識の「履行」が、他方にとっては「不完全な・勘違いの履行」という履行水準の乖離・程度の問題といえるであろう。

契約上の義務の不履行について主として三つの対応があり。第一に、一定の条件に基づく特定履行“specific performance”、第二に、損害賠償請求、第三に、契約の終了、がある<sup>73</sup>。現実的な対応としては、不十分な履行や部分的な

70 PICC Art. 7.4.2 (2).

71 PICC Art.10.2.

72 実際に英米法の代表的な辞書 *Black's Law Dictionary* には“non-performance”の項目はなく、“breach of contract”の項目は存在する。

一部履行等では、代金の清算調整や、支払期日経過に対する金利支払いなどの方法がある。CISG では契約の無効に関する条文があるが<sup>74</sup>、「無効」は契約自体が当初から存在せず、全当事者を契約以前の「原状回復 “restitution”」に戻すこととなり、履行義務の多くや一部を既に履行している状態の場合には、現実的には無理がある<sup>75</sup>。PICC では、契約の終了 (termination of contract) という表現を用いている<sup>76</sup>。ちなみに PECL も同様の表現を採択している<sup>77</sup>。

#### IV. おわりに

アメリカの企業・法律家における CISG および PICC などの国際商取引規則に関する認識は驚くほど低い。ただし法律家の間では CISG に関する認識はゆっくりと (slowly) 高まっており、その理由は、条約というハードローであるから、という<sup>78</sup>。アメリカは CISG 批准国であるから、国際商取引の当事者が CISG の規定内容に精通していない場合、またその存在自体を知らない場合でも、明示的 Opt out がなければ、自動的に適用される、という現実の必要に迫られて、その認識が高まっていることが背景にあるのであろう。この CISG の存在や適用に関する理解は、当事者や法律家の間では次第に普及しつつあるという初期段階は数十年内に達成されるであろうが、アメリカの現在の対応は「日常的な CISG の opt out」<sup>79</sup>、という方法をとっている。これは新しく、精通していない法についてのリスクを回避するための方策として、費用対効果からの現実的な判断であると思われるが、確かに短期的に見ると合理的な判断であろう。そうした面では、ソフトローである PICC は、その規定内容の精通どころか存在までも無視でき、費用対効果からすると考察対象にさえ入らない、という意識があるものと思われる。

ただし IT 技術の開発や進展速度は急激で、グローバル化も急展開している。過去の延長線上で将来を予測することは危険であり、その加速度は想定以上のものになる可能性が十分にある。そのため、商学的見地から、特に中長期の費用対効果という観点から、アメリカにおける国際商取引規則に関する現実的な認識として、以下の点を指摘したい。

73 Eric Clive, Key Concepts in uniform and regional private law instruments: and emerging consensus?, 18 *Uniform L. Rev.* 32, 46(2013).

74 CISG Articles 49 & 64.

75 CISG Art.81.

76 PICC Art.2.2.1: A party may terminate the contract where the failure of the other party to perform an obligation under the contract amounts to a fundamental non-performance.

77 PECL Art.9:301-9:309.

78 Henry Deeb Gabriel, *supra* note 5, at 532.

79 *Ibid.*

第一に、PICCのソフトローである利点を生かし、準拠法選択の法手続きを回避できる利点を認識すること。国際商取引では問題なく履行され、契約が無事に終了することが最も好ましく、紛争やトラブルはそれ自体コスト要因である。国際民事訴訟になれば、その手続き面だけでもそのコストは膨大なため、現実には商事仲裁が選好されている。仲裁の利点は、ニューヨーク条約に基づく執行担保性と手続きの柔軟性にある、といえるであろう。当該契約の準拠法選定やその適用については、当事者の意思を尊重しつつ仲裁廷の権限により判断されることが多い。

準拠法は、原則特定国のハードローであり、当該国内を想定した民商法事項の規定であるため、本質的に当該国の文化に根付いた傾向があり、必然的にある程度の偏向がある。そのため当事者間では仲裁においても自国のハードローへの固執が想定され、これもコスト要因である。一方PICCは、国際商取引に限定した契約一般原則に関する規定で、伝統という基盤がない合理性に基づく中立的なものであるため、商取引という合理性の領域においては、高い費用対効果が見込まれる。国際商事仲裁では、それを実行・運営する各種の国際仲裁機関は堅牢である。PICCのソフトロー性を否定的ではなく肯定的にとらえ、その費用対効果を大きくするための方策の検討が重要である。

第二に、国際商取引契約においてのPICC採択方法について、準拠法の問題として捉えられがちなため、ソフトローの性質から、欧州だけでなくアメリカにおいても無理がある、と考えられる。そのため、契約条件としての採択が賢明である。世界の一部地域等やアメリカUCCにおいても一部制限があるが、原則当事者自治が最大限尊重されるため、契約一般原則の解釈については、PICCの指定が合理的であろう。契約条件の一部とする方法は、国際商事仲裁だけでなく、むしろ国際民事訴訟になった場合に、法的な論理整合性も担保されるため、合理的である。

アメリカ国内の商取引法ではハードローとしてのUCCが骨格を形成し、判例とともにRestatementが利用されている。国際商取引においても、準拠法として州法であるUCCとCISGのハードロー、それを補足するものとしてPICCをソフトローとして利用すれば、国際商取引を展開する企業の効率的な法務運営にも寄与することになるだろう。

アメリカの当事者および法律家がCISGとPICCについて精通していない、という現状からもPICCは合理的である。国際商取引における中立性とは本質的に利便性は高く、偏向がほとんどない、ということから自社・自国に有利ではなく、かつ不利でもないため、特に精通していない当事者にとってその採用は、リスク中立的であるため合理的である。精通するためのコストと、精通し

ていないことから生ずるリスクを比較衡量すると、効率的な規則であり、完成しつつある国際商取引規則をほぼゼロコストでの利用は、その費用対効果は高いといえるであろう。

IT、ITC および商取引のグローバル化の本質は、コスト削減に集約できる。IT 自体の発展による業務の劇的な改善、ITC による国内外にわたる劇的な効率化、それらの運営による国際商取引の高速化効率化、その結果としての時間を含めた費用削減に集約される。グローバル規模での企画・伝達・調達・生産・組立・流通販売というモノだけでなく、サービスも同様に提供可能となる。知識も技術も費用がほぼゼロで瞬時に入手できるものが急速に拡大している。人間の需要はある程度一定であるため、達成・入手する費用がほぼゼロになるものが拡大しているため、今後も世界的なデフレの傾向はより加速していくと予想される。既存のものは低廉化していき費用がゼロに漸近する傾向にあるため、中立的であれば基本、利用が合理的だと推定できる。

逆に言うと、新たな着想や、新たな枠組み・組織を考案することが重要になってくる。どのような法体系でもまた契約書でも、すべてを想定して契約書を作成し履行することは現実的には不可能であり、国際商取引に限定した契約一般原則の補足機能 (gap fillers) についての効率的な利用が重要になる。

国際商取引では、一国家による強制力を担保とするハードローよりも、一国に属さないという理由や、開発途上国は中立的なモデル法として自国内に取り入れる基礎としてソフトローが積極的に利用されている。商取引のグローバル化が進展するにつれて、ある一国内で自己完結するハードローよりも、複数国に広くまたがるソフトローのほうが相対的にその利便性は高くなり、現実には執行面での担保性が高い国際商事仲裁の利用は多く、仲裁廷で PICC 参照する割合が高いため、PICC に関心が高まっているといえるであろう。商人間では従来から業界の商慣習規則は国境を意識されることなく効率的である限り継続して利用されていることから、商取引規則の本質はソフトローである、といえるだろう。

国際商取引紛争において、PICC は準拠法選定に関する抵触法の問題を国際私法により解決するという複雑な法手続きを回避することができる。

今後 PICC が普及し採択されたとしても、現実にはトラブルや紛争が発生し、さらにそれが裁判所や仲裁廷という表舞台に現れてはじめて PICC の適否や解釈の問題が発生する。これは逆に言うと、現実の商取引ではほとんどが問題なく履行され、重大でない齟齬は当事者間の調整で対応される。万が一紛争が当事者間のみでの解決が難しく第三者機関の助言が必要となったとしても、商事仲裁は非公開原則であるから、表面化することもない。仲裁人や当事者が当該

問題解決のための一過性の知識解釈で終了し、それが分析蓄積されることなく断片的な集積として残るのみである。そうした中の一部が報告され UNILEX データベースに蓄積される。最終段階の「表面化した紛争が報告され記録される事例」はごく僅かであるため、PICC の有用性は見えにくいものであり、また PICC の解釈や評価が正しくなされたか否かは不透明である。PICC を参照引用した事例は、1994年の公表以来、約20年間経過するが、裁判で198件、仲裁で189件、合計387件である<sup>80</sup>。平均すると、年20件、月2件弱である。こうした現状がアメリカでの普及を妨げている現実的な一つの要因となっていると考えられる。

今後の課題として、表面に現れにくい PICC などの国際商取引規則について、国際商事仲裁の事例を題材に、欧州とアメリカとの比較研究に取り組んでいきたい。

---

80 UNILEX データベースによる (2014年9月10日)。